

○橋本委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 二十五分間、質問をさせていただきます。

配付資料に従って質問をさせていただきますが、一ページ目の下の方に、日本労働組合総連合会、連合の、児童福祉法等の一部を改正する法律案に関する連合の考え方という配付資料をお配りをしております。

ここに書いてありますように、上の段。子供、子育てをめぐる状況について、今般の三%の処遇改善にとどまらず一層の改善が必要ということで、今、柚木議員からもお話がありましたように、私たちは、保育士さん、幼稚園教諭の更なる一万円の月給の引上げ、また、この法案にも関係します放課後児童デイ、障害児の支援の方々の処遇改善、そういうことも議員立法で要望しておりますし、この後、井坂議員の質問に対して私も答弁をさせていただきます。

また、民主党政権のときからこれは宿題となっております、保育の質の向上に必要な〇・三兆円を確実に確保し、一歳、四歳、五歳の職員配置基準の見直し。これはもう十数年の積み残し課題になっておりますし、地元の保育園やこども園からの強い要望が来ておりますので、何としてもこれも実現をせねばと思っております。

そういう中で、まず最初、後藤大臣に質問したいのは、今回の政府の処遇改善の中で、放課後児童支援員、学童保育の方々、特に、私の地元でも多くの方々は会計年度任用職員になっているんですね。その方々が、対象になっているにもかかわらず、今回処遇改善がなかなか行われていないという問題があります。

御存じのように、コロナ禍で学童保育は休まずに運営を続けられて、本当にコロナ対策の最前線で、非正規雇用の方が多い中で、懸命に頑張ってこられました。

そんな中で、私たちも要望していましたが、政府・与党の決定の中で、今回、処遇改善に、保育士さん、幼稚園教諭さんとともに学童保育の指導員も含まれましたという正式な決定、正式な発表があったので、会計年度任用職員の方々も首を長くして、やっと処遇改善してもらえるんだと思ったわけですがけれども、残念ながら、この後御答弁もいただきますが、十分な処遇改善がなされていない、最終的には会計年度任用職員ですから市町村の判断になるんですけれども、十分な改善がされていないということでもあります。

そこで、お伺いします。

今回の政府の三%の処遇改善に関して、会計年度任用職員の学童保育の指導員の処遇改善が実施された自治体は幾つか。少ない理由はなぜですか。そして、これから、後藤大臣への要望なんですが、今回申請できなかった自治体に対しても、今後、会計年度任用職員の学童保育の処遇改善が進むように、厚労省として支援を検討していただけないか、厚労省から処遇改善を促すように地方自治体に通知を出していただけないか。後藤大臣、いかがでしょうか。

○後藤国務大臣 今般の放課後児童クラブの処遇改善の申請状況については、本年三月四日時点において、千九十九市町村から申請がなされまして、うち公設公営のクラブについては三百三十八市町村から申請があったと承知しております。会計年度任用職員の処遇改善の実施状況は把握できておりません。

また、申請をしていない理由については、放課後児童クラブ以外の施設職員や他の職種の給与との均衡等の観点から、賃金改善を行うことは困難と市町村が考える場合もあるということ聞いております。

今般の交付金による処遇改善は、本年二月分からの賃金改善を実施したクラブについて、九月分までを対象としたところでありまして、十月以降も引き続き同様の処遇改善を実施することとしておりますけれども、その具体的な処遇改善の方針については、保育士等、他制度の検討状況と足並みをそろえた対応も必要と考えております。

いずれにしても、今委員御指摘のあった点でございますが、放課後児童クラブの職員の処遇向上は重要でありまして、これまで厚生労働省において実施してきた補助事業の活用も含め、放課後児童クラブの職員の処遇改善に努めるように自治体に促してまいりたいと思います。

○山井委員 是非お願いしたいと思います。

申し訳ないですけれども、保育士さんも幼稚園教諭さんも、そして学童の指導員の方も、皆さん上がらないん

だったらまだ百歩譲って仕方ないけれども、保育士さん、幼稚園さんは上がるのに学童だけ上がらないって、これはある意味で本当にあり得ない話なわけですから、そういう意味では、是非とも、今回残念ながら様々な今おっしゃったような理由で乗り遅れた自治体に関しても様々な財政支援を厚労省なり国からしていただいて、通知も出していただいて、今回乗り遅れたけれども、一テンポ遅れて、さっきおっしゃったように、秋以降、学童保育の指導員の方々の処遇改善が進むように、是非とも御支援をお願いしたいと思います。

続きまして、児童福祉ということで、子供の貧困、田村子どもの貧困議連会長、そして牧原さんもおられますけれども、公明党さんも熱心でありますし、野党も全力でこの問題を取り上げております。その中で、柚木議員からお話がありましたけれども、今回五万円、また低所得の子育て家庭に給付金を出すということです。

私たち、一昨年の五月に、議員立法で低所得の世帯への給付金というものを要望しました。それから結局四回、ワンショットで数万円ずつ出しているんですね。

でも、ここで私たち感じたのは、これ、言っちゃ悪いけれども、ワンショットの問題じゃないかと、やはり児童扶養手当を一万円上げて、二人親家庭にも一万円支給する、対象拡大する、そういうことが必要なのではないかと。

今審議しております、こども家庭庁法案の審議の中でも、私たち、子ども総合基本法案を提出し、その中で、児童手当月一万円を高校三年生まで延長し、昨年の法改正によって一部廃止となった特例給付を復活させ、また、児童扶養手当を月一万円加算し、二人親低所得世帯も月一万円の児童扶養手当の対象とすべきということを提案をしております。

これは本当に与野党対立することではないと思いますので、是非とも恒久策を。もちろん財源も必要です。でも、聞くところによりますと、何か防衛費を一兆円増やすとか二兆円増やすとかおっしゃっているようであります。私は別にそれに対して防衛費を増やすなどとは言いませんけれども、防衛費を増やすのであれば、まさに日本の未来を背負う子供たちの支援も是非とも充実をさせていただきたいと思います。

後藤大臣から前向きな答弁をお願いします。

○後藤国務大臣 児童扶養手当は、離婚による一人親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として支給しております。

こうした支給でありますから、これまで多子加算額の倍増、全部支給の所得制限限度額の引上げ、支払い回数、年三回から年六回に見直し、一人親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し等、累次の改善等を実施してきたところでございます。

更なる拡充については、現行制度の趣旨、目的を十分に踏まえる必要があるとともに、安定財源の確保と併せて、その必要性も含めて慎重な検討が必要と考えております。

○山井委員 慎重な検討と言っている場合じゃないと思うんです。

それで、少し、後半の、アダルトビデオの高校生への実質解禁問題についても児童福祉法と関連しますので質問したいと思うんですけれども。後藤大臣、別に後藤大臣が慎重と個人的におっしゃっているんじゃないのは分かるんですよ。でも、子供の貧困の結果、どういうことが今行われているか。

配付するのはちょっと私もはばかられたので、インターネットで調べたアダルトビデオ女優の募集の記事をちょっと読み上げさせていただきます。

たった一回のお仕事で二十万円以上。LINE面接で気軽に御応募ください。アダルトビデオ求人。たった一回のお仕事で二十万円以上。

それで、実際どのような理由で稼ぎたいか、稼ぐ必要があるのか、代表的、最も多い理由を挙げさせていただきます。私も同じと思うこともあるかもしれませんが、その求人サイトで、こういう理由でアダルトビデオ女優に応募されているという理由ですね。一、大学、専門学校の入学金、授業料を払いたい。

これ、どう思われますか、後藤大臣。大学、専門学校に行きたい。お金がない。アダルトビデオ一回出たら二十万円出しますよと。このお金があったら進学できます。私も具体的な事例として、大学進学したいからということでアダルトビデオに出た高校生の事例を、残念ながら私も知っております。

これは本当に、児童福祉法の審議をやっているわけですが、これが日本の現実です。児童福祉法を管轄

する後藤大臣にちょっと御感想をお伺いしたいんですけども、これが日本の現状です。どう思われますか。

○後藤国務大臣 そもそもアダルトビデオへの出演の強要や性暴力はあってはならない重大な人権侵害でありまして、政府一丸となって対応すべき課題、我々社会が背負ってやらなければならない課題だというふうに認識をいたしております。

その出演の強要というのは、今言ったような形で、本人の、もう無理やりという、そういうような状況も含めて、本当に問題だというふうに思っております。

また、こうした性暴力が十八歳未満の児童を対象としたものであるとすれば、これは児童の健全育成といった児童福祉法の理念からいっても全く許されるものではないというふうに考えております。

○山井委員 先ほど川崎議員から、本当に、虐待を受けたお子さんが大学に進学したいという話がありまして、伊佐議員からも、虐待を受けたお子さんの相談の話がありました。

今、後藤大臣からは、アダルトビデオの強要があってはならないと。そうなんです。でも、今深刻なのは、強要じゃないんです。進学したいから、進んで、自分の意思で、アダルトビデオに出ないと大学進学できないというふうな決断をせざるを得ない方がおられるのが、日本のこの現状。アダルトビデオの強要は駄目ですよと言っても、結局、もっと言えば、自分の大学進学、専門学校進学だけじゃないと聞いております。弟や妹の学費、あるいは親の入院代、そういうことのために、こういう募集に応募する方もおられると聞いております。

そういう意味では、これは児童福祉法の審議ですけども、こういう子供の貧困、つまり、私は、これは政府、国会、福祉の敗北だと思うんです。子供の貧困対策が不十分だから、こういう仕事を泣く泣く、泣く泣くですよ、せざるを得ない。

おまけに、この問題の深刻さは、一回で終わるんじゃないんです。これでこの女性あるいは男性の方の人生がぶち壊しになりかねないんです。そのときは自由意思かもしれませんが、そのときは。三年、五年、十年、二十年、どうなるのか。

今日お配りしました、ぱっぷすさんからいただいた被害者の声、少しだけ、ちょっと私も読み上げるのははばかられるんですけども、やはりこれが今の日本の現状ということで、読み上げさせていただきたいと思います。

十一ページ、ぱっぷすさんに届けられた被害者の声。

私のケースですと、当時声を、アダルトビデオに声をかけられたのは二十歳になる前、契約は二十歳前後でした。メーカーや事務所は効力のあるサインを突きつけ、販売停止には応じてくれませんでした。被害に遭った身だからこそ分かりますが、被害に遭う人は洗脳に近く、事務所の話を信頼し切ってサインをします。年齢の引下げによりスカウトは恐らく判断能力が低い十八歳から二十歳を狙うでしょう。

今回、未成年者取消権がなくなりますから、十八歳からも契約ができる、取消権がなくなるということで十八歳が狙われると。ぱっぷすさんたちがおっしゃっておられるように、十八歳が狙われるということは、十六歳、十七歳、児童福祉法の管轄である、そういう児童も狙われるということです。

次に、被害者の方の、真ん中の、五番目の方の声も少し読み上げさせていただきます。

私は、声をかけられて契約した当時、大学一年生で十九歳でした。撮影当時は、恥ずかしい気持ち、尊厳が踏みにじられるようなつらさ、体の痛み、いろんなつらさを感じました。今私は三十歳半ばです。今なら、彼らのうそなんてすぐ見破れると思いますし、そもそもスカウトに声をかけられた時点で警戒します。でも、学校と家しか世界を知らなかった十九歳の私に、警戒心や人を疑う心はありませんでした。でも、私はずっと自分を責めてきました。なぜあのとき毅然と断れなかったのか、友達に相談しなかったのか。今でも後悔や自責の念に苦しんでいます。そして十年以上、いつ誰に知られるのかおびえながら暮らしています。時には恐怖と体の震えで眠れない夜もあります。また、これだけデジタルタトゥーが残っている時代で、生涯隠し通せる保証はないため、私は自分の子供を持つことは諦めています。我が子が母親のアダルトビデオ出演でいじめられたらと考えたら、絶対に無理です。アダルトビデオ出演は、撮影当時だけではなく、その後の人生においてずっと私を苦しめています。当たり前前に結婚して子供を持ちたかった。親に孫を見せてあげたかった。会社にもいつばれて解雇されるか、不安はずっと消えません。

そして、最後の、被害者七番目の方の声。

お金が欲しいと安易にプロダクション契約をしてしまいました。撮影日にやっぱりやめたいと思いましたが、大勢の年上の男の人に囲まれて断ることも怖く、結果、複数回撮影してしまいました。実際に映像が販売されてからは一日五回ぐらい自殺したいと考えたりしました。同級生にも見られて、本当に私かを確認するため皆で何回も見たと言われたとき、とてもつらかったです。今は会社員をしていますが、もしかしたら周りの誰かが知っているのではないかと不安です。私のように、発売された先の未来を考えずに、お金が欲しいと契約してしまう十代、二十代の方がほかにもいるかもしれません。私は五年以上たった今も当時のことを思い出してつらくなったりします。

こういう切実な声が寄せられております。最後の方も、契約してから五年以上たってから、ぱっぷすさんに、やっぱり取り消してほしいということをおっしゃっておられます。

そこで、内閣府審議官にお伺いしたいんですが、四月一日から未成年者取消権がなくなりました。それまでは、十八、十九の場合は、契約しても無条件に、全く無条件に、やっぱり嫌だと、後悔して気が変わったら取り消せた。その結果、何が起こっていたかというところ、アダルトビデオメーカー、プロダクションは、大量のアダルトビデオを回収する大損害のリスクがあるから、抑止力として、十八歳、十九歳には声をかけなくて、先ほどの記事にもありましたように、二十歳以上だけを主に声をかけていた。ところが、その抑止力がなくなって、もう四月一日以降、十八歳、十九歳の方々に今声かけが始まっているわけでありまして。

そこで、このままいくと、火を見るより明らかに、十八歳、十九歳出演ビデオ、高校生出演ビデオ、そしてその出演被害は確実に、一〇〇%増えると思います。

それを抑止するためには、今読み上げましたように、未成年取消権と同様の、五年間ぐらい、無条件に取り消せますよということを、やはりこれからも、取消権と違う名称、形でいいんですけども、続ける必要が、十八歳、十九歳を守るためにあるのではないかと。そのことが、ひいては、スカウトは十八歳から出演してもらうためには十六歳、十七歳で声をかけるわけですから、児童を守ることににもなるのではないかと。思います。

このような契約解除、取消し期間、そして時効五年間、これからも必要でないかと思いますが、内閣府、お考えいかがですか。

○吉住政府参考人 答弁いたします。

議員御指摘の点につきましては、現在、各党の皆様の間での御議論の動きもあると承知しております。議員立法に関することですので、その内容、御議論の状況をよく見守りたいと考えております。

○山井委員 私、余り強くは責めませんよ。確かに議員立法でも議論しています。伊佐議員、牧原議員、齋藤議員始め、超党派で今やっていますよ、やっていますよ。

でも、私が申し上げたいのは、本来これは議員なんですか、子供を守るのは。議員も守りますよ。じゃ、政府って要らないんですかということになっては駄目だと思うんです。

ただ、私は、これは与野党あるいは政府と対立する問題じゃないと思いますから、責めることはしませんけれども、やはり、繰り返して言います。議員、やりますよ、やるけれども、本来これは政府がこの四月までに穴を埋めておくべきものだったのかもしれないですよ。それが間に合わなかったから、私たち今必死でやっています。でも、やはり最終的な責任は政府にあるんだ、厚生労働省、内閣府にあるんだということだけは分かっていたきたいんです。

後藤大臣も可能な範囲のコメントで結構なんですけれども、結局、児童福祉法に関連して、こういう十八歳からどんどんビデオに出ていくと、先日も言いましたように、高校生の破廉恥なビデオを見た人たちは、また高校生にわいせつ行為を、痴漢をしよう、あるいはそういう強制わいせつをしようとする人もいる危険性もあります。そういう意味では、やはりこういう低年齢化を抑えていかないと駄目だと思うんですけれども、児童福祉法の範囲内で、やはりこの十八歳、十九歳のAV出演被害というものを食い止めることが、高校生、子供を性暴力、性犯罪から守ることにつながると思いますが、いかがですか。

○後藤国務大臣 アダルトビデオへの出演の強要や性暴力はあってはならない重大な人権侵害でありまして、政府一丸となって対応すべき課題だと認識しております。

また、こうした性暴力が十八歳未満の児童を対象としたものであれば、これは児童の健全育成といった児童福

祉法の理念からいっても全く許されるものではないと考えております。

厚生労働省としても内閣府を中心とした若年層の性暴力被害の防止に関する取組に協力しておりまして、引き続き政府を挙げて適切に対応していきたいと思います。

また、現在御審議いただいている児童福祉法改正法案は、孤立した状態にある児童に対して健全な居場所を提供する事業の創設や、児童自立生活援助事業の一律の年齢要件の弾力化等を通じた自立支援の強化等を盛り込むことで、児童福祉法の理念である児童の健全育成を果たそうとするものでありまして、議員御指摘の趣旨とも通じる部分があるものと認識をいたしております。

いずれにしても、政府としてやるべきことをしっかりと取り組んでいく必要がある、そのことを申し上げたいと思います。

○山井委員 このことに関しては、十八歳から出演をされるということは、残念ながら、十六歳、十七歳、高校一年生、二年生から囲い込みをすることは一〇〇%始まっていくわけですよ。それで、残念ながら、グルーミング、そして囲い込みに一旦入ると、先ほど読み上げたように、十六歳や十七歳の子供が、反論して、逃げて、残念ながらそれは逃げ切れないですよ、大の大人から、おいしい話、いい話、そういうことを言われたら。

そういう意味では、この問題は、児童ポルノという問題もありますけれども、児童福祉法と子供を性暴力、性犯罪から守るのかという問題は、非常に密接に関連をしております。

今度、五月十一日の参考人質疑には、そういう観点から、こういう子供そして女性の性暴力被害の相談に乗っておられる、ぱっぷすの金尻理事長さんにもお越しをいただきたいと思います。

虐待から守る、貧困から守る、同時に、今非常に増えているこういう性犯罪。かつ、最初、後藤大臣おっしゃったように、それも残念ながら強要じゃないんです。悲しいかな、お金がなくて、お金がなくて、そういうことでお金を稼がざるを得ない状況に、これは自由意思じゃないんですよ、追い込まれているんです。是非そういう方をなくすために、この児童福祉法をより充実をさせていただきたいと思います。

そして、後藤大臣に最後に質問しますが、今、私たち超党派で、今国会で成立させようということで議論をしております。ここまで来たのも、繰り返しますが、この衆議院厚生労働委員会でこういう議論をさせていただき、後藤大臣からも答弁いただき、内閣府さんにも出張していただき、齋藤理事、伊佐理事、牧原理事、やはり厚生労働委員会が頑張ったことも、この議員立法の動きに、大きく推進力になっております。

ただ、これは作ればいいというものではなくて、作ったけれども結果的には十八歳、十九歳、高校生のアダルトビデオが増えましたということでは、本当にこれは立法府として責任問題になります。実効性のある、本当に十八歳、十九歳の被害が減る法案にせねばと思いますし、そのためには、先ほど言いましたように、時効が、今、五年間、契約解除可能期間があるのが、やはり五年しっかりやらないと、一年ぐらいになると、アダルトビデオのメーカー、プロダクションは、それだったらどんどん撮影しようということになると思うんです。

このような状況ですけれども、是非とも、実効性ある議員立法の成立に向けて、後藤大臣からも一言コメントいただきたいと思います。

○後藤国務大臣 アダルトビデオ出演強要問題に対する議員立法については、議員立法ということなのでコメントしづらいという一般論はありますけれども、しかし、各党の皆様の間で議論が深まっているということは大変にありがたいことだというふうに思っております。

引き続き、国会での議論の内容や状況を見守るとともに、政府としては、政府として何ができるのか、しっかりと取り組んでいくようにしたいと思います。

○山井委員 議員も頑張りますが、政府も是非、子供を守るために頑張ってくださいと思います。

ありがとうございます。